

北海道告示第10965号

北海道が令和2年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和2年7月29日

北海道知事 鈴木直道

(経済部所管分 その14)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業 民間団体等が、貸付当初3年間を無利子とする「新型コロナウイルス感染症対応資金」（当該融資制度。「国準拠」と「道特別」の区分あり）の取扱金融機関に対して、無利子融資に伴う利子相当分（無利子融資支援金）を助成する事業（無利子融資支援事業）の実施に要する経費を補助する。</p>	<p>無利子融資支援事業を最も効率的かつ適切に遂行する能力を有する者として、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業補助金補助事業者採択基準により採択された者</p>	<p>次の事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1)無利子融資支援事業 無利子融資支援金の交付に要する経費 (2)基金造成事業 基金造成に要する経費 (3)無利子融資支援金の交付事務 人件費、旅費、需用費（消耗品費）、役務費（通信運搬費、各種手数料）、その他知事が必要と認める経費 ※人件費については、無利子融資支援事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号証式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号証式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域 経済局中小 企業課</p>		